

平成 18 年度農林水産物貿易円滑化推進事業
海外貿易情報収集等基本調査・収集活動

我が国の農林水産物・食品輸出マニュアル

— E U 編 —

2007 年 3 月

農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム
輸 出 促 進 室

まえがき

本調査（海外貿易情報収集等基本調査・収集活動）は、農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室の委託により、日本通運株式会社が実施し、その調査結果を本マニュアルに取りまとめた。

本マニュアルは、EU向けに日本の農林水産物や食品の輸出を促進するため、輸出に関心をもつ生産者、企業及び関係団体等に活用していただくことを念頭において、日本の輸出検疫手続、貿易決済方法、輸出通関・輸送、EU側の輸入手続、EUにおける日本製品の嗜好、及び現地での輸入をスムーズにするための注意点等をまとめたものである。

本マニュアルを作成するにあたり、できるだけ正確を期したつもりであるが、執筆後の制度改正やサービス変更等により、内容と実態とが異なる部分も出てくる可能性がある。実際に農林水産物・食品の輸出や販売を行う際には、事前に関係機関または輸入者へ照会する、あるいは関連法令を参照する等、最新情報をご確認していただきたい。

2007年3月

本マニュアルの構成

通常、「輸出マニュアル」は輸出側の手続を述べるものである。しかし、それだけでよいのであろうか。本マニュアルは、サプライチェーンも意識して作成されている。

本マニュアルは、輸出貨物の発地（日本）から着地（EU）までの全体の流れのなかで、各場面でどのような規制、制度が存在し、どのような手続が求められ、どのようなプロセスで商品が消費地まで輸送されるのかを明らかにすることとした。そのために、日本の輸出検疫、通関の制度的側面だけでなく、貿易手続や国際輸送手配も内容に加え、さらには現地の輸入プロセスまでも調査した。このようにして全体像を把握することで、現地の輸入者が円滑に輸入を行うために、輸出者がどのようなことを行えばよいのかといった視点をも加味した実務的なマニュアルを目指した。

本書は輸出入に関する内容（第1章から第5章）と、マーケティングに関する内容（第6章から第8章）の2部構成になっている。

さらに必要書式等を資料編（第9章）でまとめているので参考にしていきたい。

第1章から第5章では、発地の日本から着地のEUまでのなかで、どのような規制、制度が存在し、どのような手続が必要とされ、どのようなプロセスで商品が着地まで輸送されるのか、実際の貨物の流れに沿って解説している。

第6章から第8章では、EU市場のマーケティング調査の結果を説明している。わが国の農林水産物・食品の輸出促進のためには、EUの顧客嗜好や市場動向に合致した商品の品揃え・開発が必要・不可欠であること、さらには、EU食品市場の特徴、販売の留意点についても言及している。

さらに、ケーススタディーとして、各県で輸出促進のために行われている取組みを取り上げ、EU向けの輸出の経験を積むなかで、蓄積した情報についても紹介を試みている。

チェック！ カテゴリごとの輸出可能性

| カテゴリー | 輸出可能性 | コメント | マニュアル関連部分 |
|-------|-------|--|--|
| 肉・肉製品 | × | ・牛、豚、鶏等は輸出できない(日本は水産物以外の動物性食品(動物性のものを原料とする食品)の輸出対象国として認められていない)。 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1章のⅠの2(P.6~9) ・第1章のⅡの1の(1)(P.13~14) ・第1章のⅢの1の(1)(P.21) ・第4章のⅠの1(P.69~71) ・第4章のⅡの1(P.73) |
| 水産物 | △ | ・認定された工場で作る認定された食品で、衛生証明書を添付したものが輸出可能。 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1章のⅡの1の(2)(P.15) ・第1章のⅢの1の(2)(P.22~29) ・第4章のⅠの1(P.69~71) ・第4章のⅡの1、2、3(P.73~78) |
| 野菜・果実 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・品目限定で輸入が認められている。 ・植物検疫証明書の添付を必要とする等の条件があるものも多い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1章のⅠの3(P.10~11) ・第1章のⅡの2(P.16~17) ・第1章のⅢの2(P.30) ・第4章のⅠの1(P.69~70, 72) ・第4章のⅡの1、5、6、7、9(P.73, 80~82, 84) |
| 加工食品 | △ | <ul style="list-style-type: none"> ・肉、肉製品(エキス)が入っているものは輸出できないと判断されるケースが多い(日本は水産物以外の動物性食品の輸出国として認められていないので、日本製の肉やその派生品(乳、卵、エキス)といったものは輸入できないというのが法律を厳密に解釈した場合の根拠となりうる)。 ・ただし、国ごとに運用が異なり含有量が10%に満たない場合、輸入されるケースもあるのが実態である。 ・ラベル、添加物、着色料等の基準をクリアする必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1章のⅡの3(P.18~19) ・第1章のⅢの3(P.31) ・第4章のⅡの1、2、3、4、7、8(P.73~79, 82~83) |

もっともっと知りたい

1. EUのマーケット特性を把握したい
⇒ 第6章 (P.93~106)
⇒ 第7章のI、II (P.108~116)

2. 輸出コストはどれぐらいかかるのか
⇒ 第3章のIII (P.65~67)

3. 輸入関税はどうなっているのか
⇒ 第5章のI (P.86~90)

4. EUの輸入者情報について知りたい
⇒ 第7章のIII (P.117)

5. 相手国の輸入規制はどうなっているのか
⇒ 第1章のII (P.12~19)
⇒ 第4章 (P.68~84)



6. 日本での輸出規制はあるのか
⇒ 第1章のI
(P.2~11)

7. 貿易手続はどうすればよいのか
⇒ 第2章のI (P.33~41)

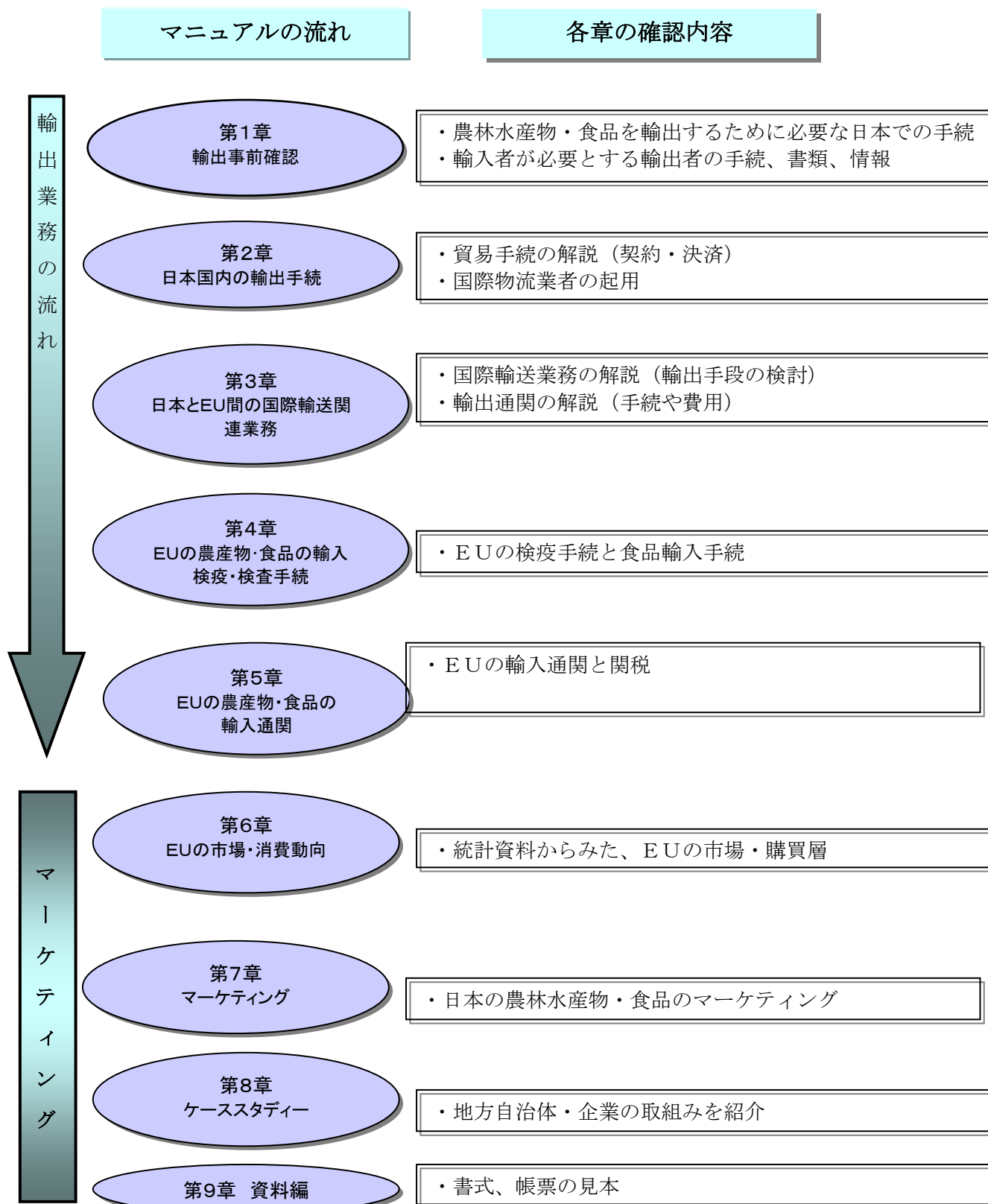
8. 輸出の際に日本国内でどのような書類を取得する必要があるのか
⇒ 第1章のIII (P.20~31)

9. 輸出貨物をだれに扱ってもらうか、輸出物流の流れを知りたい
⇒ 第2章のII (P.42~43)
⇒ 第3章 (P.44~67)

10. EUに到着してからどのような輸入手続が行われるのか
⇒ 第4章のI、II (P.68~84)
⇒ 第5章のII (P.91~92)

11. 輸出に際しての留意事項は
⇒ 第7章のIV (P.118~120)
⇒ 第8章 (P.121~137)

マニュアルのフロー



目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 輸出事前確認 | 1 |
| ○ 本章のポイント | 1 |
| I. 日本の輸出規制 | 2 |
| 1. 外国為替及び外国貿易法に基づく手続 | 4 |
| 2. 動物検疫の手続 | 6 |
| 3. 植物検疫の手続 | 10 |
| II. EUの輸入規制 | 12 |
| 1. 動物性食品（肉類・水産物） | 13 |
| 2. 非動物性食品（植物等） | 15 |
| 3. 加工食品 | 18 |
| III. EUでの検疫・通関を円滑に行うための日本での事前業務・手続 | 20 |
| 1. 動物性食品（肉類・水産物） | 21 |
| 2. 非動物性食品（植物） | 30 |
| 3. 加工食品 | 31 |
| 第2章 日本国内の輸出手続 | 32 |
| ○ 本章のポイント | 32 |
| I. 貿易手続を理解する | 33 |
| 1. 貿易建値の決定 | 34 |
| 2. 決済方法の決定 | 36 |
| II. 輸出物流業者の選択 | 42 |
| 第3章 日本とEU間の国際輸送関連業務 | 44 |
| ○ 本章のポイント | 44 |
| I. 輸出入手段・港湾の検討 | 45 |
| 1. 輸出港の検討 | 45 |
| 2. 輸入港の決定 | 46 |
| 3. 航空輸送 | 56 |
| II. 船積手続 | 57 |
| 1. 海上輸送の手配（コンテナ輸送への対応） | 57 |
| 2. 輸出・通関の流れ | 59 |
| 3. 通関用書類の準備 | 61 |
| 4. 通関後の処理 | 63 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| Ⅲ. 国際輸送運賃の仕組み | 65 |
| 第4章 EUの農産物・食品の輸入検疫・検査手続 | 68 |
| ○ 本章のポイント | 68 |
| Ⅰ. EUの動植物検疫の手続 | 69 |
| 1. 輸入検疫 | 69 |
| Ⅱ. EUの食品検査の手続 | 73 |
| 1. ライセンス | 73 |
| 2. 表示規則（ラベル） | 74 |
| 3. 梱包 | 77 |
| 4. 添加物規制 | 79 |
| 5. 農薬、残留規制 | 80 |
| 6. 汚染物質 | 81 |
| 7. 遺伝子組み換え食品 | 82 |
| 8. 新規食品 | 83 |
| 9. 有機食品（オーガニック） | 84 |
| 第5章 EUの農産物・食品の輸入通関 | 85 |
| ○ 本章のポイント | 85 |
| Ⅰ. 輸入に必要な税金の種類と計算方法 | 86 |
| 1. 関税の仕組み | 86 |
| 2. その他の税 | 89 |
| Ⅱ. 輸入通関の概要 | 91 |
| 第6章 EUの市場・消費動向 | 93 |
| ○ 本章のポイント | 93 |
| Ⅰ. EU諸国の概要 | 94 |
| Ⅱ. 日本産品の輸入動向 | 96 |
| 1. EU全体 | 96 |
| 2. 各国編（日本産品の主要輸入国） | 98 |
| Ⅲ. EUの輸入動向 | 102 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| 第7章 マーケティング | 107 |
| ○ 本章のポイント | 107 |
| I. EUにおける食のトレンド | 108 |
| II. EUにおける日本の農林水産物・食品 | 113 |
| 1. 日本食品の優位な点 | 114 |
| 2. 克服すべき点 | 115 |
| 3. 成功事例 | 116 |
| III. 外国産品のEUにおける流通チャンネル | 117 |
| IV. 食品の安全性へのニーズ | 118 |
| 第8章 ケーススタディー（各地方自治体の取組み） | 121 |
| ○ 本章のポイント | 121 |
| I. 各地方自治体の取組み | 122 |
| II. アドバイス | 124 |
| III. EUとの取引状況 | 125 |
| IV. 生産者や事業者の取組み | 126 |
| 1. 【水産加工業（ケース1）】北海道 | 126 |
| 2. 【水産加工業（ケース2）】北海道 | 128 |
| 3. 【花き研究開発センター】岩手県 | 130 |
| 4. 【米菓メーカー】新潟県 | 132 |
| 5. 【漁業協同組合】鹿児島県 | 134 |
| 6. 【製茶業者】鹿児島県 | 136 |
| 第9章 資料編 | 138 |

我が国の農林水産物・食品輸出マニュアル（EU 編）

発行 平成 19 年 3 月

発行所 日本通運株式会社

監修 株式会社日通総合研究所

〒105-8322 東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 3 号